

沖縄県西原町事案における行政代執行の概要について
(医療系廃棄物の不適正処理)

沖縄県 環境部 環境整備課 主任技師 上江洲 安輝

沖縄県西原町事案における 行政代執行の概要について (医療系廃棄物の不適正処理)

令和4年10月6日
沖縄県 環境部 環境整備課
主任技師 上江洲 安輝

目次

- 1 代執行までの経緯
- 2 排出事業者による自主撤去
- 3 代執行の実施
- 4 費用求償
- 5 告発
- 6 再発防止策

1 代執行までの経緯

<事案の概要>

○場所：沖縄県中頭郡西原町小那覇地内

○時期：平成24年12月頃

○発覚時期：平成26年4月（匿名の通報）

○コンテナ数：29基

○コンテナ内容物：医療系産業廃棄物

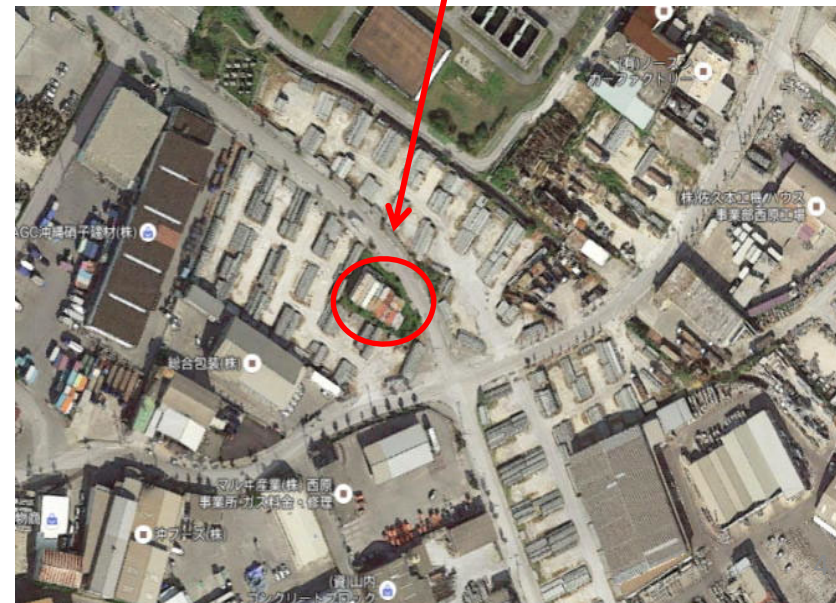
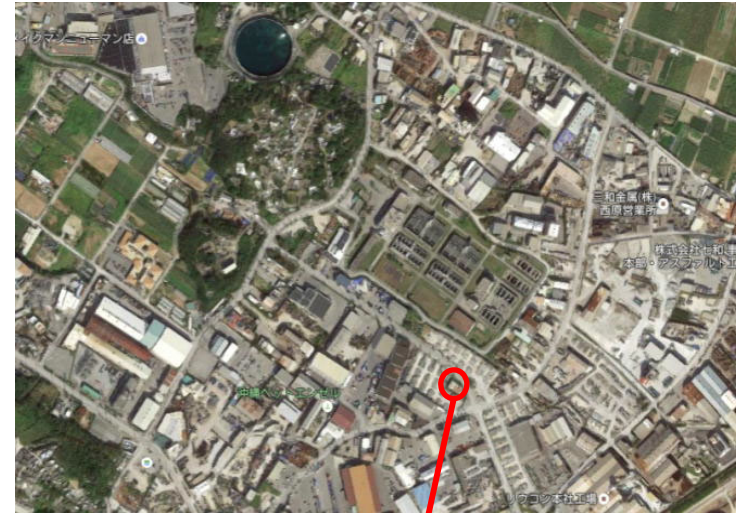
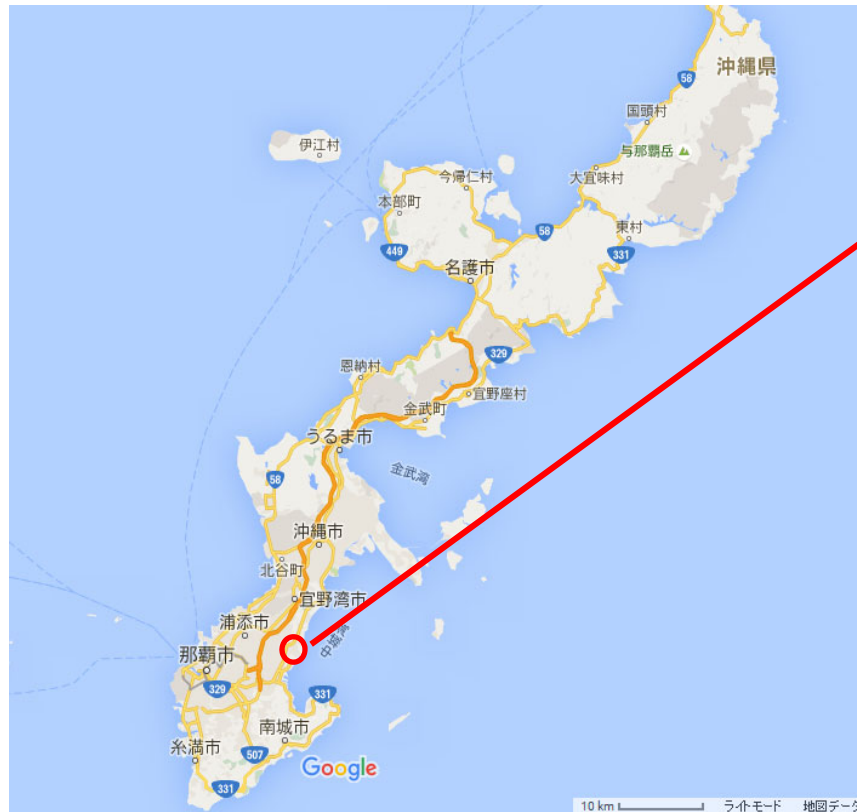
○生活環境保全上の支障：

コンテナのうち数個は腐食し穴が空いており、内部の医療系産業廃棄物（注射針等）が露出している状態にある。

そのまま放置した場合、コンテナの腐食等による倒壊及びそれに伴い医療系産業廃棄物が飛散、流出するおそれがある。

1 代執行までの経緯

不適正保管地点：
沖縄県中頭郡西原町字小那覇1172-1



1 代執行までの経緯

医療廃棄物の不適正保管状況



1 代執行までの経緯

<行為者>

【法人】

法人 A（旧収集運搬業者）

※平成22年 6 月許可取消処分に係る聴聞通知後、同年 7 月に事業廃止届

法人 B（旧処分業者） ※平成25年 2 月許可取消

法人 C（コンテナ放置地の土地賃借者）

【個人】

a（法人 A 代表者）

b（法人 B 代表者）

c（法人 C 代表者）

d（法人 B H17～H23代表者）

e（法人 B H24～H25代表者）

f（法人 B 従業員・コンテナ運搬者）

当該関係者により、
複数箇所のヤードに保管
していたコンテナを最終
的に西原町のヤードへ移
動したことが判明

1 代執行までの経緯

<経緯>

- 平成26年 4 月下旬 匿名通報により覚知
- 〃 9 月以降 関与者とみられる複数の者に対し聴取実施。お互いに責任を転嫁する供述で、行為者の特定に時間を要した。
※コンテナ移動を行ったクレーン会社や運送会社が判明後、移動に生じた費用の支払い状況について調査した結果、何れも法人 A が支払っていたことが判明
- 平成29年 1 月 コンテナの腐食部分からの内部調査
コンテナ 4 基に廃棄物や回収する際のビニール袋が在中しているのを確認

1 代執行までの経緯

- 平成29年 1 ～ 5 月 行為者、コンテナ運送業者、土地管理者
に対し報告徴収
- 平成29年11月16日 行為者、土地管理者に報告徴収
※いずれの報告も、コンテナの移動に関する関与
を否定し、双方で責任を転嫁
- 平成29年11月21日 排出事業者に対し報告徴収（1回目）
- 平成30年 9 月 **コンテナ 2 基の内容物調査**
排出事業者 3 者の情報を確認
法人 B の処分実績報告書（平成21, 22年度）
から排出事業者36者を把握
- 平成31年 2 月18日 **排出事業者に対し報告徴収（2回目）**
- 平成31年 3 月～ **排出事業者に対して立入調査実施**
令和元年11月

1 代執行までの経緯

＜内容物調査＞

- ・ 調査日 平成30年9月18日～27日
- ・ 調査コンテナ数 2基
- ・ 調査結果 表示ラベル等から以下の情報を確認

	コンテナ①	コンテナ②
総重量(t)	3.59	4.38
容器数	袋(1442) ポリ容器(45)	袋(1491) ポリ容器(50)
排出者情報 (袋数)	病院A(250) 病院B(1) 病院C(1) 排出者情報無(1190)	病院A(193) 病院B(2) 排出者情報無(1296)
排出日情報	平成21, 22年	平成21, 22年

コンテナ内廃棄物推定量 120 t (29基)

1 代執行までの経緯



1 代執行までの経緯

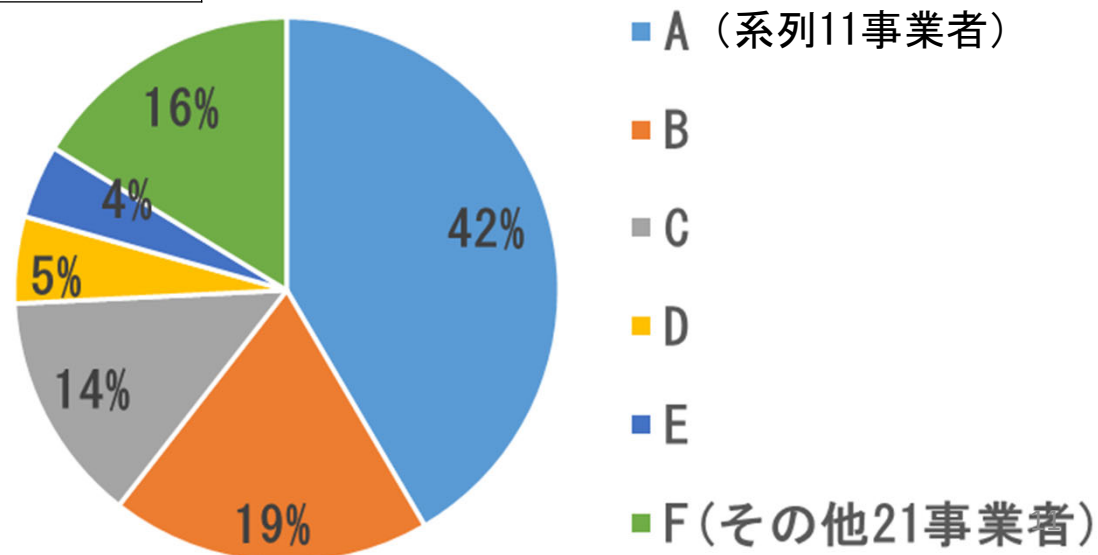
※処分業者法人Bの「特管産廃の中間処分実績報告書（平成21, 22年度）」から全ての排出事業者を把握

法人Bの医療廃棄物処分受託量

年度	H21	H22	合計
処分受託量 (t)	416.94	56.43	473.37

各排出事業者の委託量割合

排出事業者総数：36事業者



1 代執行までの経緯

＜排出事業者への報告徴収及び立入調査＞

- 内容物調査結果をもとに、医療機関等のマニフェスト及び委託契約書を調査し、平成21, 22年度に法人A及び法人Bが処理を受託していたことを確認

- マニフェスト（17事業者）

- 委託契約書（10事業者）

- ※5年保存であるため、一部確認できず

平成31年2月 財団の専門家チームによる技術的支援

- 会計書類より、法人A及び法人Bへ処理に係る費用の支払実績を確認

- 総勘定元帳、請求書、領収書、支払明細書等

- 廃業の医療機関を除き、全ての排出事業者について確認

1 代執行までの経緯

御請求書 10月分 平成29年10月31日

様

¥801,780

摘要	数量	単価	金額
感染性医療廃棄物	4,177.0	150	626,550
非感染性医療廃棄物	2,141.0	50	107,050
検体廃液	0.0	60	0
定着廃液	0.0	60	0
固定液	27.0	0	0
薬ビン類	0.0	50	0
薬箱	0.0	50	0
マニフェスト伝票	0.0	0	0
メディカルボックス	0.0	0	0
テレビ	0.0	4,000	0
洗濯機	0.0	1,500	0
コンテナ	1.0	30,000	30,000
蛍光灯	0.0	300	0
冷蔵庫	0.0	5,700	0
消費税等(税率5%)			38,180
当月請求額			¥801,780

振込先

2019/04/19 14:24

請求書 平成29年11月5日

様

産業廃棄物の種類	数量	単価	金額	摘要
感染性医療廃棄物	9t			
非感染性医療廃棄物	7t			
現像廃液	2t			
定着廃液				
一般・産業廃棄物				
マニフェスト用紙				
メディカルボックス				
バイオハザードシール				
収集運搬				
小計				
消費税				
合計				

備考

振込先

2019/04/19 15:22

648,567円	電信
89,208円	電信
98,175円	電信
161,647円	電信
751,847円	電信
25,484円	電信
851,813円	電信
1,133,212円	電信
101,429円	電信
19,215円	電信
	電信

1 代執行までの経緯

<措置命令>

- 令和2年1月27日 行為者（※1）へ措置命令を発出
※1 法人:A、B、C 個人:b、d、e、f
- 令和2年2月21日 行為者（※2）へ措置命令を発出
※2 個人:a、c

【措置命令内容】

- (1) コンテナ内廃棄物の飛散流出防止及びコンテナ転倒防止の措置をとること
- (2) コンテナ内廃棄物を撤去し、適正に処理すること

- (1)着手期限：令和2年2月18日 履行期限：令和2年3月2日
- (2)着手期限：令和2年3月17日 履行期限：令和2年6月15日

⇒いずれも不履行

2 排出事業者による自主撤去

<協力要請>

○代執行費用見込み額：約7,500万円

○行為者命令不履行により、排出事業者への協力（自主撤去）
要請

→ 排出事業者は、廃棄物を自らの責任において適正に処理する義務を有し、廃棄物処理業者に処理を委託した場合でも、排出事業者に処理責任がある（廃棄物処理法第3条, 11条、12条）

令和2年5月	文書による通知
6～10月	排出事業者と面談・調整
11月	36業者中28者が自主撤去に応じるとの回答を得ることができた。

2 排出事業者による自主撤去

＜自主撤去実施＞

○実施期間：令和3年1月～2月

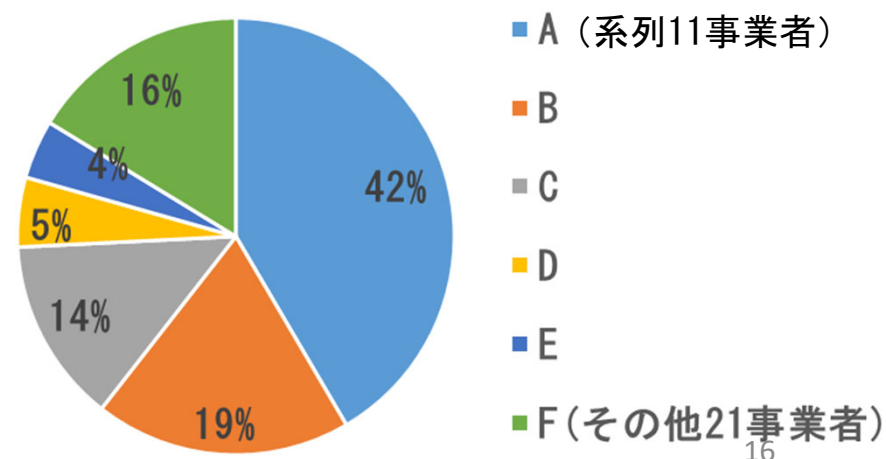
○撤去者数：28事業者

○自主撤去量：110.01t（重量ベース約93%）

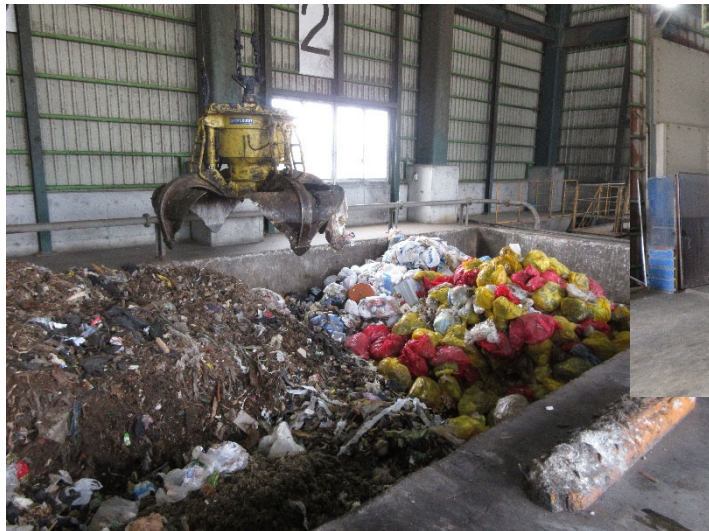
※各排出事業者の撤去量は、
平成21, 22年度の委託量の
割合で決定

○処理先：県内許可業者
（焼却処理）

各排出事業者の委託量割合（再掲）



2 排出事業者による自主撤去



2 排出事業者による自主撤去

建設系廃棄物



医療系廃棄物
代執行で撤去



内容物自主撤去完了
(コンテナ24基分)



2 排出事業者による自主撤去

＜自主撤去到至ったポイント＞

◎排出事業者全てを個別訪問し説明（自主撤去を説得）

- 後に排出事業者との齟齬が生じないよう、文面により説明
- 一同に会することを避けた
（説明会等の場合、自主撤去到反対する声が大きくなるおそれ）
- 複数回訪問し丁寧に説明

2 排出事業者による自主撤去

①廃棄物放置状況の説明

- ・ 放置されている医療系廃棄物の写真を示し、生活環境保全上の支障が大きいことを視覚的に説明

②排出事業者責任の説明

- ・ 委託量（排出量）の多い順に説得
- ・ 自主撤去することにより、排出事業者責任を自ら果たしている旨説明できるメリット
- ・ 排出事業者責任（企業責任）を説明し、顧問弁護士等と調整するよう促した

③県も協働して撤去にあたる旨を説明

- ・ 自主撤去する際、隣地所有者との土地借用の調整・交渉を県が実施
- ・ 廃棄物全量の搬出と処分場への搬入の際の確認

④自主撤去されたことの県の証明について

- ・ 委託契約書及びマニフェストの写しを県へ提出させ、自主撤去が確実に行われたことを県として確認

3 代執行の実施

<代執行の概要>

- 内 容：コンテナ内医療系廃棄物の撤去
コンテナ内の消毒及びコンテナの転倒
防止措置
※コンテナ自体は残置
- 実施期間：令和3年8月～10月
- 撤 去 量：8.47t（コンテナ1基分）
- 費 用：8,565,380円
- 財団からの支援：5,995,000円

3 代執行の実施

R3.8.3代執行開始宣言



4 費用求償

<対応状況>

- 令和4年3月24日に納入通知書を送付
- 納付命令に対し、納入期限までに納付されなかったことから、令和4年4月15日に地方自治法第231条の3第1項の規定により、督促状(指定納付期限:令和4年4月28日)を発したが、期限内に納付されなかった
- 令和4年5月より毎月1回催告書を送付しているほか、財産調査にも着手している。今後は財産を発見次第、差押え等を行い滞納額の徴収を図る

5 告発

<対応状況>

○令和4年9月現在、刑事告発に向け沖縄県警察本部
生活保安課と調整中

(参考)

- ・ 令和2年3月 法人A, 個人aより措置命令に対する不服審査
請求
- ・ 令和3年2月 沖縄県行政不服審査委員会へ諮問（審査請求の
棄却）
- ・ 令和3年9月 審査請求の棄却を妥当とする答申書
- ・ 令和4年4月 本件審査請求の棄却を裁決

6 再発防止策

<対応状況>

○中間処理業者へ立入の際の監視強化

- ・ 受託した量と最終処分業者への引き渡し量とに著しい差がないかチェック体制を強化

○各保健所に警察官OBの指導員を配置

- ・ 平成29年度には指導員を増員し、体制を強化

○排出事業者に対しての研修会

- ・ 本事案を受け、令和2年度より医療機関に対する講習会を新たに実施